
地域生活支援事業

移動支援事業に関する資料

目次

1	移動支援の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
2	移動支援の対象者・・・・・・・・・・	P. 1
3	移動支援の対象となる外出・・・・・・・・	P. 2
4	移動支援の対象とならない外出・・・・・・・・	P. 3
5	例外的に移動支援の外出目的として認められる場合・・・・・・・・	P. 4
6	児童（18歳未満）における移動支援の考え方・・・・・・・・	P. 4
7	身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断基準・・・・・・・・	P. 5
8	二人による介護・・・・・・・・	P. 5
9	移動の方法・・・・・・・・	P. 5
10	障害福祉サービス等との併給関係・・・・・・・・	P. 6
11	支給量の上限・・・・・・・・	P. 7

※ 本資料は、加古川市における移動支援事業に関する基準をまとめたものです。

※ 今後の法令通知や社会情勢等により、変更することがあります。

平成 25 年 4 月 1 日
加古川市 障がい者支援課

1 移動支援の内容

移動支援は、障がい者（児）の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出や移動の支援を行うものです。

対象となる外出は、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限りします。

なお、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期に渡る外出及び社会通念上本制度を適用することが適当でない外出は対象外となります。

2 移動支援の対象者

移動支援の対象者は、加古川市に居住地を有する人（※1）で、次のいずれかに該当する人です。

- （1）身体障害者手帳の交付を受けている全身性障がい者（児）（※2）。
- （2）療育手帳の交付を受けている知的障がい者（児）。なお、療育手帳は交付されていないが、知的障害者更生相談所（児童の場合は、こども家庭センター）において、知的障害の判定を受けた人を含みます。
- （3）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。なお、精神障害を事由とする年金（国民年金、厚生年金など）受給者や自立支援医療（精神通院医療）受給者を含みます。
- （4）治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令別表に掲げる特殊の疾病（以下「難病」といいます。）による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている全身性障がい者（児）（※3）。

《留意点》

※1 居住地を有する人の考え方について

移動支援事業のサービスを受けることができる人は、加古川市に居住地を有する人とするところから、居住地特例（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）第19条第3項）により、加古川市の援護を受けて、加古川市外の施設・グループホーム等に入所・入居している人については、原則として移動支援事業の対象となりません。ただし、当該施設・グループホーム等の所在する市町村において、移動支援事業のサービスを受けられない場合については、この限りではありません。

なお、施設入所者の移動支援の利用については、「10 障害福祉サービス等との併給関係」の規定によります。

※2 全身性障がい者（児）の定義について

身体障害者手帳の肢体不自由の程度が1級に該当する人であって、両上肢及び両下肢の機能障害を有する人又はこれに準ずる人をいいます。

また、これに準ずる人とは、四肢のうち、両下肢を含む三肢以上に障害を有する人等です。

※3 難病対象者について

難病に起因する全身性障害で移動支援の対象者となるためには、次の要件を全て満たしておく必要があります。

- ア 医師意見書又は診断書等の診断名に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令別表に掲げる特殊の疾病」のいずれかの疾病名（以下「当該疾病」という。）が記載されていること。
- イ 医師意見書又は診断書等から、全身性障害又はこれに準ずる状態であることの確認ができること。
- ウ 医師意見書又は診断書等から、全身性障害又はこれに準ずる状態となった原因が当該疾病であることの確認ができること。

3 移動支援の対象となる外出

（１）社会生活上必要不可欠な外出

① 公的な機関における諸手続き

公的な機関での手続きの付き添い、代筆、金銭の受け取り等の外出のことをいいます。

② 現在の生活において、緊急性を必要とするもの

ア 短期入所又は日中一時支援（日中短期入所型）における施設への送迎

短期入所又は日中一時支援（日中短期入所型）における施設への送迎における移動支援は、介護者による障がい者（児）の送迎が困難な場合に限り、利用できるものとします。介護者による障がい者（児）の送迎が困難な場合とは、介護者の怪我や疾病のほか、母子家庭又は父子家庭等で主たる介護者が就労しているため、障がい者（児）の送迎が困難な場合等です。なお、施設が送迎サービスを実施している場合は、そのサービスを優先させるものとします。

送迎の出発地、到着地は問わず、施設や学校等から短期入所又は日中一時支援（日中短期入所型）先への移動支援も認められます。

なお、通所施設から短期入所又は日中一時支援（日中短期入所型）先へ移動する場合で、同一敷地内に通所施設及び短期入所又は日中一時支援（日中短期入所型）先がある場合については、移動支援は認められません。

イ 医療機関及びこれに準ずるものへの通院（定期的な通院計画を持たないもの）

急病、怪我による治療等は、緊急性を要するものとして移動支援の対象とします。

※ ただし、定期的な通院計画がある場合における通院の介助は、居宅介護（通院等介助）の対象となります。

③ 今後の生活において必要な手続きであり、目的達成後の継続性のないもの

学校の見学、施設の見学や利用の手続き、入学手続、会社への就職説明会等。

（２）余暇活動等社会参加のための外出

① 自己啓発や教養を高めるための外出

講演会、博覧会や文化教養講座等の趣味であると一般的に解釈できるものを含め、自身の教養を高め、見聞を広げることを目的とした外出。具体的には、美術館、博物館、図書館、文化センター、市民センター、公民館等。

ただし、１回限り等の終了見込みが明確なものに限ります。

② 健康増進を図るための外出

具体的には、トレーニングジムやプール等、健康の維持を図るために体を動かすことを目的とした外出。

③ 地域生活に欠かせないと判断できる外出

具体的には、地域の自治会、婦人会、子ども会等の行事、祭りへの参加等。

④ 生活の内容や質の充実、向上を図るための外出

具体的には、映画鑑賞、カラオケ、コンサート、外食、個人の嗜好による買い物（衣類、雑貨、本、CD等）、各種団体の行事や会合等。

※ 買い物について、食材や生活必需品等を購入することは、日常生活に必要不可欠なものであることから、居宅介護（家事援助）の対象となります。

⑤ 社会生活一般で考えられる付き合いのための外出

具体的には、冠婚葬祭への出席、見舞い等。

ただし、原則として、児童については認められません。

4 移動支援の対象とならない外出

(1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

外出先にて収入を得ることを目的とする外出をいいます。具体的には、会社通勤、訪問販売等のセールス活動、講演会において講師をし、謝礼を受け取る場合等。

(2) 通年かつ長期にわたる外出

通年とは、一年を通してその用務のための外出支援が定期的に必要な場合をいいます。

長期とは、一定期間以上継続する場合をいい、一定期間とは、3ヶ月を超える期間とします。

以下に該当するものについては、原則として移動支援の対象となりません。

① 学校への通学、施設への通所

ア 学校：大学、高校、中学校、小学校、幼稚園、保育所、各種特別支援学校、専門学校、職業訓練校、雇用支援センター 等

イ 施設：障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター、児童養護施設、障害児施設 等

ウ その他：学習塾やスイミングスクール等、週単位、月単位で予め利用日が定められた定期的な利用を行うもので、終了見込が明確でない、又は期間が長期に渡るもの

② 持病による定期的な通院

次回の診察日が明確なものであり、容易に計画が立てられるもの。

なお、定期的な通院は、居宅介護（通院等介助又は通院等乗降介助）としてのサービス提供となります。

③ グループホームやケアホームから施設や会社等への送迎

グループホームやケアホームは、自宅と同様の日常生活であり、日常生活の場から施設や会社等へ通うことは通年かつ長期的な外出となり、移動支援の対象となりません。

(3) 社会通念上本制度を適用することが適当でない外出

① 宗教活動

布教活動や勧誘等の主体的な活動については、移動支援の対象となりません。

ただし、主体的な活動であったとしても、あくまでも個人の信仰による参拝で、他の趣旨がないものや世間一般的に行事として共通の認識の下に行われているものについては、移動支援の対象とします（初詣、法事等の仏教行事等）。

② 政治活動

基本的には認められませんが、参政権にかかる部分においては移動支援の対象とします。具体的には、投票の参考にするために演説を聞きに行く、投票所への送迎等です。

なお、児童の場合は、移動支援の対象となりません。

③ 賭博性の高い又は可能性を秘めた遊技（換金等を行うもの等）を目的とする場所

違法性があるもの及び違法性はないものの換金等が行われ、金銭収受が生まれると予測されるものについては、移動支援の対象となりません。具体的には、パチンコ屋、競馬や競輪等の公営ギャンブル場等。

④ 風俗営業等を行う店舗

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する店舗又はこれに準ずるものへの外出については、移動支援の対象となりません。具体的には、接待飲食等営業を行う店舗、麻雀屋、ゲームセンター、風俗店等。

⑤ 公序良俗に反することを目的とする場所

（４）事業所が企画するイベントへの外出

移動支援事業所が自ら企画する集会等のイベントは、営利目的であると疑われかねず、一般市民の賛同を得がたいことから、移動支援の対象となりません。また、指定障害福祉サービス事業所又は指定地域生活支援事業所が企画したイベントで、当該指定障害福祉サービス又は指定地域生活支援事業に係る報酬が算定される場合も、移動支援の対象となりません。

5 例外的に移動支援の外出目的として認められる場合

通常介助を行っている介護者が、怪我や疾病等の理由により、障がい児（者）の通学、通所の介助ができない場合については、支給期間を短期に限定の上、移動支援が認められます。

ただし、特別な理由（出産のために安静期間が長期で必要等）で終了期間が見込めるものについては、３ヶ月以上の長期に渡って移動支援が認められます。

6 児童（１８歳未満）における移動支援の考え方

（１）小学生以下の場合

小学生以下の児童については、児童の身体状況や行動障害、家族状況、保護者の社会的役割等により、保護者だけでは介護することが困難で移動が制限される場合に移動支援が認められます。児童単独での利用は認められず、保護者の付き添いのもとでの利用を原則とします。

具体的には、①保護者が障害のある児童を１名、障害のない児童を１名連れて外出する際に、障害のある児童の介護を十分にできないことから、介護補助が必要な場合 ②保護者と障害のある児童１名の外出で、児童が小学校高学年等になって体格がよくなった上に多動性や他害行為が頻繁にあり、保護者一人では付き添うことが難しい場合 ③保護者が少年団等の地域、地

縁団体の役員に就任しており、保護者が児童と同一の場面にいても、役の仕事を遂行するうえで児童を介助できないと判断される場合等が想定されます。

ただし、短期入所及び日中一時支援（日中短期入所型）における送迎については、保護者による児童の送迎が困難な場合に限り、例外として児童単独での利用が認められます。保護者による児童の送迎が困難な場合とは、保護者の怪我や疾病のほか、母子家庭又は父子家庭等で主たる介護者が就労しているため、児童の送迎が困難な場合等とします。

なお、施設が送迎サービスを実施している場合は、そのサービスを優先させるものとします。

（２）中学生以上の児童の場合

中学生以上の児童については、保護者の付き添いを要件とせず、移動支援の外出目的として適切である場合は利用が認められます。

７ 身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断基準

身体介護を伴う場合とは、移動支援のサービス提供時間内で、食事行為又は排せつ行為が想定され、食事行為又は排せつ行為に介護者の支援を必要とする場合又は行動障害があるがゆえに、移動中に直接的な介護が必要な場合をいいます。

身体介護を伴わない場合とは、移動支援のサービス提供時間内で、食事行為又は排せつ行為が想定されるが、食事行為又は排せつ行為に介護者の支援を必要としない場合、食事行為又は排せつ行為が想定されない場合及び行動障害がない、又は軽度であり、移動中に直接的な介護を必要としない場合をいいます。

身体介護の支給決定の可否については、聞き取り調査を実施し、判断します。なお、調査を実施した結果、身体介護が必要な場合であっても、移動支援のサービス提供時間が短時間である等のため、食事行為又は排せつ行為が想定されない場合は、身体介護を伴わないものとして決定します。

８ 二人による介護

原則として、移動支援は障がい者（児）と介護人が一対一で行うものですが、障がい者（児）の身体状況や行動障害等を勘案し、一人の介護人で介護することが困難である場合、複数の介護人による介護が必要な場合があります。

二人による介護の要件は、二人の介護人により移動支援を行うことについて、利用者の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合とします。

- （１）障がい者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合
- （２）暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- （３）その他障がい者等の状況等から判断して、（１）又は（２）に準ずると認められる場合

※ 二人介護が必要な場合の具体例

- ① 利用者の体が大きく、排せつ介助に複数人の介護が必要
- ② 利用者の多動が激しく、一人では制御できない
- ③ 利用者到他害行為があり、一人では制御できない 等

９ 移動の方法

徒歩又は公共交通機関（バス、電車、タクシー）等を利用することを原則とします。

車による移動で介護人が自動車を運転する場合の取扱いについては、下記のとおりとします。

（１）介護人が一人の場合

介護人が車を運転することに専念していることは明白であり、障がい者（児）を介護することができないので、その間は移動支援として認められません。

また、車を運転する謝礼や車の賃貸料として現金収受が行われることは営業行為であり、タクシー等営業許可を持つ車（福祉有償運送を含む）以外では、現金収受は認められません。

（２）介護人が複数の場合

運転している介護人は、運転することに専念しているため、その間は移動支援として認められません。

もう一人の介護人については、障がい者（児）とマンツーマンの状態にあって介護している者と考えられ、移動支援として認められます。

10 障害福祉サービス等との併給関係

（１）障害福祉サービスとの併給関係

次に掲げるサービスの支給決定を受けている人については、原則として移動支援を支給できません。

① 居宅介護（通院等介助又は通院等乗降介助）

ただし、通院等介助及び通院等乗降介助の対象とならない外出については、移動支援を支給できます。

※ 通院等介助及び通院等乗降介助の対象となる外出

ア 病院等に通院する場合

イ 官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定相談支援事業所。以下同じ。）に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合

ウ 指定相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合

② 重度訪問介護

③ 同行援護

④ 行動援護

⑤ 重度障害者等包括支援

⑥ 施設入所支援

ただし、入所者が加古川市内の自宅等に一時帰宅する場合は、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されますが、特に必要と認める場合においては、障害福祉サービスに係る報酬が全く算定されない期間中に限り、移動支援を支給することができます。

（２）介護保険法に基づくサービスとの併給関係

介護保険法に基づく要介護認定を受け、訪問介護による身体介護又は通院等乗降介助を受け

ることができる人は、原則として移動支援を支給できません。ただし、身体介護及び通院等乗降介助の対象とならない外出をする場合については、移動支援を支給することができます。

また、介護保険の施設サービスの利用者についても、原則として移動支援を支給できません。

11 支給量の上限

支給量の決定にあたっては、障がい者（児）本人又はその家族より外出の目的、場所、頻度等について聞き取りの上、下記に規定する支給量の範囲内で決定するものとします。

ただし、介護者の怪我や疾病等により障がい者（児）の介護が困難な場合及び社会生活上必要不可欠な外出の場合で、特に必要と認められるものについては、下記の規定に関わらず支給決定することができます。

（１）支給量の上限

対象者	上限支給量
18歳以上で日中活動系サービス等（※）を利用していない人	40 時間/月
18歳以上で日中活動系サービス等を利用している人	30 時間/月
18歳未満の人	20 時間/月

※ 日中活動系サービス等とは生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域活動支援センター、放課後等デイサービスとします。

（２）臨時的に追加できる支給量の上限

下記の条件に該当する場合は、臨時的に支給量を追加することができます。ただし、連続して4ヶ月以上にわたる支給量の追加は認められません。

条件	上限支給量
一時的な外出機会の増加で、（１）の上限支給量の範囲内で決定された支給量を計画的に利用したとしても、不足が生じる場合	20 時間/月 (20 時間/月に加え、すでに支給決定されている支給量が、（１）の対象者ごとの上限支給量に満たない場合は、その差となる支給量を追加することができる。)